

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成17年11月1日(火)午後2時～午後4時30分

2 場所

大津家庭裁判所小会議室

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

荒川葉子，円水成行，大谷禎男，川那邊正，鈴木光枝，竹下秀子，長野辰司
福井一郎，山本公治

(事務担当者)

東薫，三輪善夫，今中昭治，谷川佳史，丸橋俊幸，村田政邦

4 議事

・ 委員の異動等の報告

総務課長から，学識経験者委員6人及び弁護士委員1人が任期満了により交替した旨の報告があり，その後，本日の予定について説明があった。

・ 委員長の扱いについて

発言要旨は別紙第1のとおり

・ 委員長あいさつ

・ 各委員の自己紹介

・ 報告及び説明事項

ア 過去2年間の家裁委員会の概要説明

総務課長から概要を説明

イ 家庭裁判所の業務等の説明

- ・ 首席書記官から「家庭裁判所の権限」及び「各職種の業務」について説明

- ・ 首席家裁調査官から「裁判所調査官」の職務内容について説明
 - ・ 次回のテーマについて
配布資料の「各地の地家裁委員会のテーマ」を紹介した後，意見交換
発言要旨は別紙第2のとおり
-

(別紙第1)

発言要旨(委員長の扱いについて)

(委員長， 学識経験者委員， 弁護士委員， 検察官委員， 裁判官委員，
事務担当者)

今回のように多くの委員が替わった場合には，委員長の選任をやり直さなければならぬのではないかと。委員長の選任について，再度，皆さんに確認があった方がいいのではないかと。再度所長を委員長にしたいという皆さんの意思があればそれで新たに委員会としてスタートできると思う。

前回の委員会で，前所長の退官により欠けていた委員長を規則に従って互選で現所長に選任したという経緯があり，今回，委員が替わったということで選任し直す根拠はないのではないかと。現に正規の手続きで選任された委員長がいるのであって，委員会の運営上支障が生じるようなことがあれば，そこで検討すればよいことで，今の段階で選任し直す必要はないように思う。

私は，所長に委員長をしていただくことで構わないと思う。

他に御意見はありませんか。

弁護士委員からのご意見は伺いました。そのご主旨を踏まえ，テーマによっては，委員長が交代した方がスムーズに進行する場合もあるかも知れません。そのときは遠慮無く指摘していただくということで，引き続き私が委員長をやらせていただきます。

(別紙第2)

発言要旨(次回家裁委員会のテーマについて)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員,
事務担当者)

お手元の「各地の地家裁委員会のテーマ」の他にも, こんな事に興味があるから掘り下げて意見交換したいと思うものがあれば伺いたい。

現在, 裁判所が抱える大きな課題として「裁判員制度」がある。11月3日(木)には生涯学習センターにおいて, 京都新聞社主催で, 裁判員制度全国フォーラム in 滋賀を開催予定で, また11月19日(土)には法の日週間行事として大津地裁において, 法曹三者共催で, 裁判員模擬裁判体験ツアーを開くことになっている。いずれかの時点では, この委員会でも取り上げ, 機が熟せば皆さんに模擬裁判を体験していただきたいとも考えている。

一般国民が司法に関わる機会は, 基本的にはほとんどない。ここから先は司法という線引きがあるとするなら, その前の段階の問題を持っている人は多いが, 一般市民が, 更にその先の段階である裁判所に関わることはない。テーマとして庁舎の問題や広報の問題等を取り上げられているが, 裁判所を利用する人を対象として考えるのか, また, 裁判員制度が導入されることで, 今まで司法と関係のなかった人までターゲットを広げて考えていくのか, その辺を伺いたい。

裁判所を利用する人には, バリアーを低くし利用しやすくする必要がある。もう一方では, 裁判員裁判が始まると, もともと裁判所と縁のなかった国民が裁判所との関係を持つことになる。そういう人たちにも裁判所を身近なものとして考えていただかないと制度として成り立っていかないことになる。ということになると対象はかなり広いものになると考えている。

今取り組んでおられるのは, 国民に広く司法制度や裁判所を知ってもらおうという観点から取り組みをやっておられるのですね。

裁判員制度導入については、制度に対する理解のない人を無くさないといけな
いということと、裁判所を利用する人には、具体的に利用しやすく改善していく
必要があるという両面がある。ホームページの拡充とか出張講義などの広報活動
を行ったり、一方では裁判所を利用する人にとって具体的に利用しやすくなるよ
うな改善も行っている。

広報ということを考えるとき、裁判所のホームページは内容が難しい。一般市
民にとっては、まだまだハードルが高い。個々の事例に則して考えてみるとか、
ある意味で言えば低い目線から見た紹介があった方がわかりやすい。広報の仕方
は非常に難しいが、裁判所の場合は、やはり堅い。もっと柔らかくする方がよい
のかなと思う。

平成21年5月までに裁判員制度が始まることが決まっている。そうであるな
ら、既に裁判所のホームページもそれに対応していなければならないが、そうは
なっていない。裁判所のホームページを見たが、つかみどころがない。最高裁判
所自体がどういうビジョンを持っているのか、どうやってこの制度を動かしてい
くのか、具体的なことが感知できない。裁判所の取組がどうなのか具体的に知ら
せていくことが求められている。委員会は、平成15年から全国で立ち上がって
いるので、1年目はどういう話し合いをしたとか具体的に知らせていくことが求
められている。

私自身が知らないだけかも知れないが、実際に裁判員制度で誰が選ばれるのか、
また裁判員になった場合、遠方の人もいれば近くの人もいる。その人達が平等に
責任を持って参加できるかといえそうではない。そういう場合、具体的にどう
進めるのか、ということが分からない。

裁判所として一生懸命広報活動をやっているが、なかなか理解が浸透していな
い。裁判員制度の全国フォーラムとか裁判所見学ツアーとかもやっているのです
が。

委員会のテーマとしては、裁判員制度というものを基礎に据えて、それをどう

いう風に国民に伝えていくか、その方法として、どういう方策があるかなどを考えていく、そういう方向でよいでしょうか。

限られた委員会の機会と時間の中で裁判員制度のことを一から説明するのは時間の無駄だと思う。あらかじめ資料を配り、各委員が事前に検討した上で、どの点が不安で、どの点が知りたいということを話し合っていくところがこの委員会だと思う。裁判員制度の概略については、委員個人として当然の義務として自分で学んでいただき、後は、一般人として何が不安で、裁判所としてはその不安解消にどのように取り組んでいけばいいのかということ話し合っていけばよい。

基本的には裁判員制度をベースにしながら話し合う方向でいいと思うが、最近「法教育」ということをごく一部であるが言われている。教育というから多分小学校か中学校でと思うが、学校には「・・・教育」というものがたくさんある。環境・福祉・ボランティア等有名であるが、その他に、消費者・金銭・安全等たくさんある。「法教育」を単に「・・・教育」のレベルに落とすのではなく、今日的な課題を考えると、取組みを強化していく必要性も感じるので、裁判員制度とも関わって、「法教育」についてもテーマとしてはどうか。

ニュースを見ていると、「裁判員制度」というものがパット出てくる。そして、アナウンサーが出てきて「裁判員制度」について話し出す。国民が感心を持っていることであるが、NHKでは複雑な事件については問題があると言っていたが、その辺のことを話していただいた方がよいのかなと思う。

検察庁でも裁判員制度に力を入れていて、幹部職員が駅前に出てチラシを配ったりしている。裁判傍聴の後に担当裁判官から裁判員制度の説明をしてもらうとかを繰り返すことによって裁判員制度に興味を持ってもらうことができる。テーマとしては、裁判員制度か、裁判員制度に絡めた広報活動かと思う。

すごく関心のあることであるが、裁判員になったらどうしようというものがある。知識として知っておきたい。

今おっしゃったように、指名されたら「大丈夫ですよ。」とケアができるよう

にする必要がある。

弁護士委員から意見があったように、基本的な裁判員制度についての資料を送付しますので、事前に検討していただき、補足を委員会の場でさせていただき、できるだけ時間を無駄にしないように進めていきたい。裁判員制度に対する国民の不安を解消し、理解を得ていくためには、これまでの広報活動に問題があるかも分からないし、また、将来の裁判員制度を担う若者たちにどう法教育を普及させていくかを、これらを順次検討していくという方向でよろしいでしょうか。

全委員

了承。